第17節 電波障害

	項目	概    要
調査	テレビジョン 放送電波の 受信状況	
予測	存在・供用時存在・供用時存在・供用時	○地上波アナログ:名古屋(錦)送信局 VHF(Lo-ch、Hi-ch) ○地上波アナログ:名古屋(東山)送信局 UHF

# 1 調査結果の概要

(1) 地上波アナログ

電波測定車により 50 地点で調査した。VHF局の受信状況は、いずれかのチャンネルに ゴーストが見受けられる状況であった。特にローチャンネル(1,3 チャンネル)に多く見られた。 UHF局の受信状況は、25,35 チャンネルともにゴーストの目立つ地点があった。

(2) 地上波デジタル

電波測定車により20地点で調査した。ブロックノイズが確認されるチャンネルがあった。 概ね全チャネル良好に受信されていた。

- (3) 共同テレビ受信施設の状況 名古屋市営住宅内の一部に設置されていた。
- (4) マイクロウェーブの送信経路 事業予定地内に存在するマイクロウェーブ通信回路は、重要無線通信に該当するものとし

ないものとがあった。なお、現計画の煙突位置はこの通信回線の電波伝搬防止区域を外れている。

## 2 予測及び評価(存在・供用時)

#### 2-1 テレビジョン電波障害の程度及び範囲

### (1) 予測結果

障害は建物幅が広く、建物高さの高い焼却炉棟、汚泥棟及び煙突が大きく寄与しており、 その範囲は地上波アナログ、地上波デジタルともに住居地域には現れないと予測される。 事業予定地に隣接した一部の工場地帯(東側を除く)では、地上波アナログ、地上波デジタルともに障害が予測される。

#### (2) 環境の保全のための措置

- ・焼却炉棟等の建物幅が広く、建物高さの高い電波障害の要因となる施設を可能な範囲 で敷地境界から離す。
- ・苦情が発生した場合は、状況を確認し対応する。

### (3) 評 価

障害が予測される範囲は住居地域には現れないが、事業予定地に隣接した工場地帯 (東側を除く)においては障害が予測される。しかし、障害範囲は地上波アナログより地上 波デジタルの方が狭く、施設の供用開始時には地上波デジタル放送への移行が進んでい ることを勘案すれば、施設の存在に伴う電波障害の影響は軽微であると考える。

また、焼却炉棟等の電波障害の要因となる施設を可能な範囲で敷地境界から離すこと等の措置を講じることから、施設の存在に伴う電波障害の影響は低減できるものと判断する。